

大阪市の読書活動推進に関する包括連携協定書

大阪市教育委員会（以下「甲」という。）と大阪市高速電気軌道株式会社（以下「乙」という。）は、大阪市内の読書活動の推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、読書活動が、知識・語彙力を高めることで多種多様な人達同士の交流を円滑にするとともに、とりわけ青少年においては健全で豊かな心を育むためには欠かすことのできない重要なものであることから、読書環境の整備・充実、読書活動の普及・啓発など、乙の保有する交通ネットワークを活用し、甲乙が連携・協力して取り組むことにより、読書活動を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 読書環境の整備・充実に関すること。
- (2) 読書活動の普及・啓発に関すること。
- (3) その他甲及び乙が必要と認めること。

（実施内容）

第3条 本協定に基づく具体的な事業の実施内容については、その都度事業連携協定を別途締結して定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による更新しない旨の申し出がないときは、本協定は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解除）

第6条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって通知することにより、本協定を解除することができる。

- (1) 相手方が正当な理由なく本協定の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本協定の締結又は履行について、相手方に不正な行為があったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、本協定を継続し難い事情が生じたとき。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5年 11月 30日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉

乙 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役社長 河井 英明